

平成27年3月

糸田町農業委員会議事録

平成27年3月5日

平成27年3月5日 糸田町農業委員会議事録

1 開催の日時 平成27年3月5日（火）午後1時30分

1 開催場所 糸田町住民センター 2階 第4研修室

1 委員会の開催及び閉会に関する事項

開会 平成27年3月5日 午後1時30分

閉会 平成27年3月5日 午後2時21分

1 委員会に出席及び欠席委員は次ぎのとおりである。

席順	選挙・選任別	氏名	出欠	
1	選挙	長谷川芳廣	出席	
2	選挙	藤本千鶴子	出席	
3	選挙	藤村幸久	出席	
4	議会推薦	小嶋康子	出席	
5	農業協同組合推薦	植田芳滋子	出席	
6	選挙	松下順一	出席	
7	選挙	藤村栄之助	出席	
8	議会推薦	早麻章三	出席	
9	選挙	田中力	出席	
10	選挙	前田勝美	出席	
11	選挙	廣房徳保	出席	
12	議会推薦	谷口健次郎	出席	
13	選挙	廣房達生	欠席	
14	選挙	廣末勝彦	欠席	
15	選挙	松岡忠文	出席	
16	農業共済組合推薦	森下慶治	出席	

1 議長名は次ぎのとおりである。

会長 森下慶治

1 職務のため、会議に出席した者

農業委員会事務局長	山崎毅
農業委員会事務局	熊谷直子
農業委員会事務局	高橋郁恵

1 説明者及び書記は次ぎのとおりである。

農業委員会事務局

1 議案件名は次ぎのとおりである。

- ・報告第 21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- ・報告第 22号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- ・議案第 8号 農用地利用集積計画（所有権移転）について
- ・審議第 9号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について

1 その他

- ・国土調査事業による地目変更についての報告
- ・改正農地法に伴う農地台帳における公表事務及び実施規定についての承認

1 議事録署名委員の氏名

12番委員	谷口 健次郎委員
1番委員	長谷川 芳廣委員

1 議事経過は次のとおりです。

会長 時間になりましたので、3月の農業委員会を始めたいと思います。
まず委員の出欠を確認したいと思います。事務局の方、お願ひします。

事務局長 それでは定数の確認をいたします。委員16名中14名が出席しておりますので、糸田町農業委員会規則第6条の規定により、この会議が成立していることを報告します。

会長 事務局からの報告のとおり、定数に達しておりますので、ただいまより3月の農業委員会を開会いたします。では議題に入りたいと思います。議題の報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局の方からお願ひします。

一事務局報告第21、22号農地法第18条6項の規定による通知書について読上

会長 ただいま、事務局より報告と説明がありました。
報告第21号と22号については報告ということでご了承願います。
続きまして、審議第8号農用地利用集積計画（所有権移転）について
ということで、事務局の方から説明をお願いします。

一事務局議案第8号農用地利用集積計画（所有権移転）について読上

会長 議案第8号について事務局よりご説明がありました。このことに関して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか？ないようですので議案第8号に関しましては承認と致します。
続きまして審議第9号の農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局よりご説明お願ひします。

事務局 審議第9号農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地の利用権設定を受ける者ならびに設定をする者の届出がありましたので、農業委員会の承認を求めます。
平成27年3月5日糸田町町長職務代理者糸田町副町長沓形義勝

総括

利用権設定存続期間 通年1年 利用権を設定する者1人

利用権の設定を受ける者 1 人 面積 4,865 m²

利用権設定存続期間 通年 5 年 利用権を設定する者 2 人

利用権の設定を受ける者 2 人 面積 4,780 m²

計 3 人利用権の設定を受ける者 3 人

面積 9,645 m²

一事務局明細読上

会長 ただいまの審議第 9 号について説明がございました。このことに関して何か意見がございましたらお願ひします。ないようですので、審議第 9 号については承認と致します。
続きまして、その他にあります国土調査事業による地目変更について説明をお願いします。

事務局 A 3 の横開きの資料をご覧ください。平成 25 年度の国土調査で宮川地区について調査を行いました。該当地域の農地について現地の状況にあわせて道路、雑種地等に変える地番を表記しております。1 枚目から 3 枚目までは転用予定の土地の地番と地籍を載せてあります。3 枚目の宮川地区の地図には、黄緑色で塗られている地番があると思いますが、そこが農地転用する場所になります。平成 25 年度に調査を行って、閲覧業務は終了しており、後は県の検査を受けて今年の 10 月ごろに本拠地の方へ登記を送る予定としております。

会長 ただいま事務局から国土調査に係る現況を報告いたしました。
地元の農業委員へは・・・

事務局 はい、廣房達夫委員に見ていただきて、問題ないと回答をいたしております。

会長 では皆さん方のご意見をお聞きしたいと思います。

小嶋委員 こんなにたくさんの農地が届出もないままこのような現況になっていたのはいつからですか？農業委員会としてはもっとパトロールを強化すべきであり、これはいかがなものかという数があります。国土調査は 5 年ごとですか？

事務局 國土調査は、順次行われております。一度入ったら終わりなんんですけど、転用されていたのは 20~30 年前からになります。

小嶋委員 届出もないままですか？

会長 あの、登記台帳の図面を見ると分かりますように、実際には土地の面積や形が違うというのが現状です。それらをまとめて手直ししようということで國土調査を行って、整えているんです。ですから調査した時点では地目が確定となるんですね。

小嶋委員 そうなると國土調査のたびに農地が地目変更されているのは農業委員会に報告されていたんですかね？その時の件数はわかりますか？

事務局 はい、24 年度の調査分についても報告し、承認をいただいております。件数についてはここに資料がないので不明ですが、宮床、自由ヶ丘地区を対象に行ってています。

小嶋委員 農地がいつの間にか宅地になっていたという案件があったことを記憶しています。こういうことがないように、農業委員会でパトロールを強化しなければいけないんじゃないのか、という意見をしたと思うんですが、あの時はこんなにたくさんなかったと思います。現況を認めたら農地転用ができるというのは委員会としてどうなのか思いますが、会長いかがですか？

会長 國土調査の結果は法務局が受け付けて、受理されればその内容で確定します。以後また時期を見て國土調査が行われるということはないので、後は農業委員会がしっかり現地調査をやっていけばいいと思います。

会長 國土調査は地権者である当事者同士が町の職員を含めた立会の下で境界を確定しますから、問題ないと思います。他に何かございませんか？これは承認が必要なんですか？必要であれば議題として上げてください。

藤村幸委員 不用許可届は法律上、許可を出さなくていいということですか？

事務局 國土調査は地目を変更できるんですけど、農地については農地法の関係

で農業委員会の方で報告するようになってます。

会長 では国土調査に係る●●地区の件について、事務局から説明がありました。
これについては報告ということでご了承願います。
続きまして、改正農地法に伴う農地台帳における公表事務及び実施規定について事務局お願いします。

一事務局改正農地法に伴う農地台帳における公表事務及び実施規定についての資料読上

会長 ただいま事務局より農地台帳点検等実施規程についてご説明がありました。これにつきましてご意見または確認したいことはありますか？
無いようですので、これで3月の農業委員会を終わります。ありがとうございました。

平成27年3月5日 午後2時21分終了